議第30号

呉市老人集会所等条例の一部を改正する条例の制定について 呉市老人集会所等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市老人集会所等条例の一部を改正する条例

呉市老人集会所等条例(昭和46年呉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置)	(設置)
第1条 地域老人の教養の向上と福祉の増進	第1条 地域老人の教養の向上と福祉の増進

第1条 地域老人の教養の向上と福祉の増進を図り、あわせて、地域住民のコミュニティ活動を促進するための施設(以下「老人集会所等」という。)を次のように設置する。

90	
名称	位置
略	
呉市情島老人健康	呉市阿賀町130
ホーム	0 4 番地
呉市宮原老人集会	呉市坪ノ内町6番
所	2 5 号
呉市畑老人集会所	呉市東畑2丁目4
	番35号
略	

第1条 地域老人の教養の向上と福祉の増進を図り、あわせて、地域住民のコミュニティ活動を促進するための施設(以下「老人集会所等」という。)を次のように設置する。

名称	位置
略	
呉市情島老人健康	呉市阿賀町130
ホーム	0 4 番地
呉市畑老人集会所	呉市東畑2丁目4
	番 3 5 号
略	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市宮原老人集会所を廃止するため,この条例案を提出する。